

第131号議案

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例設定について

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

八王子市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年八王子市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(書面審理) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 （平成14年法律第151号） 第6条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 (略)	(書面審理) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 （平成14年法律第151号） 第3条第1項 の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 (略)
(口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者（ 審査申出人及び市長を除く。 ）に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。 5～8 (略)	(口頭審理) 第8条 (略) 2・3 (略) 4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言にかえて口述書の提出を許すことができる。 5～8 (略)
(議事についての調書)	(議事についての調書)

第10条 書記は、**前3条**に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
2 (略)

第10条 書記は、**前2条**に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第4項及び第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市固定資産評価審査委員会条例第6条第2項の規定は、施行日以後に行われる弁明について適用し、施行日前に行われた弁明については、なお従前の例による。